

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>日本万国博覧会記念公園事務所</p>	<p>「運動施設等利用及び賑わい創出事業」（平成27年度委託金額87,945,000円）は公募型プロポーザル方式により委託事業として実施されている。</p> <p>受託業者により西地区にある運動施設に自動販売機21台が設置されているが、委託契約書及び仕様書には自動販売機の設置についての記載はなく、また、使用許可手続も取られず、使用料も徴収されていない。</p> <p>なお、公募型プロポーザル方式の手続時に同業者より提出された提案書には、自動販売機の活用策等についての記述はあるが、設置場所・台数など具体的な記載はなかった。</p>	<p>自動販売機の設置については、公有財産規則に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 (使用許可の申請手続) 第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書（様式第4号）を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> </div>	<p>本件については、公募型プロポーザル方式に係る提案書を踏まえた委託契約に基づき設置されているものであることから、自動販売機の具体的な設置個所及び台数等について、関係図面等により確認し、平成28年12月23日付けで、委託契約に係る変更協議書を受託事業者と締結することにより、適正な事務処理を行った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月10日から同月11日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
中之島図書館	<p>公有財産台帳と現物の照合確認を抽出により行ったところ、財産名称と実際の利用形態が一致しないものや同様の工作物が複数あり現物を特定できないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="439 562 1543 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>財産の種類</th> <th>財産番号 (中之島図書館)</th> <th>財産名称</th> <th>実際の 利用形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">財産名称と実際の利用形態が一致しなかったもの</td> <td rowspan="2">建 物</td> <td>19</td> <td>男子便所物置</td> <td>写真現像室</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>女子便所控室</td> <td>倉庫</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">同様の工作物が複数あり、現物を特定できなかったもの</td> <td rowspan="4">工作物</td> <td>3、4、5、6、7</td> <td>下水</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11、12、13、17、18、19</td> <td>掲示板</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>25、26、32、33</td> <td>案内板</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22、23、42</td> <td>車止め</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		財産の種類	財産番号 (中之島図書館)	財産名称	実際の 利用形態	財産名称と実際の利用形態が一致しなかったもの	建 物	19	男子便所物置	写真現像室	20	女子便所控室	倉庫	同様の工作物が複数あり、現物を特定できなかったもの	工作物	3、4、5、6、7	下水	—	11、12、13、17、18、19	掲示板	—	25、26、32、33	案内板	—	22、23、42	車止め	—	<p>公有財産台帳に記載の建物・工作物について、現状を個別に確認し、財産番号毎に建物平面図等に記載するなど、今後は適正な財産管理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> </div>	<p>工事実施などにより、公有財産台帳と現物の利用形態が一致しないものについては、利用形態に応じて公有財産台帳を改めた。 同様の工作物が複数あるものについては、現物を特定し公有財産台帳の整理を行った。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な財産管理を行う。</p>
	財産の種類	財産番号 (中之島図書館)	財産名称	実際の 利用形態																										
財産名称と実際の利用形態が一致しなかったもの	建 物	19	男子便所物置	写真現像室																										
		20	女子便所控室	倉庫																										
同様の工作物が複数あり、現物を特定できなかったもの	工作物	3、4、5、6、7	下水	—																										
		11、12、13、17、18、19	掲示板	—																										
		25、26、32、33	案内板	—																										
		22、23、42	車止め	—																										

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年10月26日）